

【①新制度継続申請用】

令和5年度後期授業料 減免の申請について

この申請は、高等教育の修学支援新制度の対象者が、授業料減免の継続を申請するためのものです。

今期から新規で新制度に申請、または新制度開始時の在学生（平成31年度以前入学）に対し経過措置として実施する本学独自の授業料減免の申請は、それぞれ別様式での申請となります。

東日本大震災により被災した学生については、この減免とは別に授業料等に関する経済的支援を行います。詳しくは学生課へお問合わせください。

10月上旬に令和5年度後期授業料（267,900円）の納付書が送付されますが、減免申請者は減免の結果通知があるまで納入が猶予されます。減免前の納付書で授業料を納入しないよう注意してください。

1 授業料減免

本学では、授業料減免を次の二つの制度によって実施します。

A 高等教育の修学支援新制度による授業料減免

対 象：全学生

日本学生支援機構が行う新制度の支援区分認定において、支援区分が「第Ⅰ区分」は授業料の全額、「第Ⅱ区分」は授業料の3分の2、「第Ⅲ区分」は授業料の3分の1（経過措置対象者は半額に引き上げ）を減免します。

新制度による授業料減免は、給付型奨学金の認定を受けていることが前提となるため、学生課の案内にしたがって、必要となる手続きを行ってください。手続きを怠り、支援認定を取り消された場合、授業料減免を受けることはできません。

昨年度給付型奨学金を申し込まなかった方でも、9月以降新規で給付型奨学金の申し込みをすれば、授業料減免を申請することができます。

B 本学独自の授業料減免

対 象：日本学生支援機構の支援区分認定において、高等教育の修学支援新制度の「対象外」となった新制度開始時の在学生（平成31年度以前入学）

本学では、新制度開始時の在学生（平成31年度以前入学）に対し、経過措置として、本学独自の授業料減免を継続して実施します。日本学生支援機構が行う新制度の支援区分認定で「対象外」と認定されたあと、本学独自の授業料減免の追加申請をすることで、下記の所得要件と学力要件を満たす場合は半額減免とします。

【所得要件】

文部科学省通知「授業料免除選考基準の運用について」に基づき算出した、世帯の1年間の総所得金額（総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた金額）が収入基準額以下であること。

【学力要件】 ①か②いずれかに該当すること。

- ① GPAが上位1／2以上であること。
- ② 修得した単位数の合計が標準単位数以上であり、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。

※本学独自の授業料減免についても、新制度と同様の学力要件を満たす必要があることから、新制度で学力要件に満たず対象外と認定された場合には、経過措置の対象外となります。

【減免後授業料】

申請区分	減免・分納 結果送付時期	支援区分	授業料 減免割合	減免後 授業料	授業料納期限
通常 ※分納申請可能	11月中旬 (分納)			267,900 円	10月31日(火) ※分納最終納期限 令和6年2月29日(木) 4年生のみ: 2月2日(金)
高等教育の 修学支援新制度 継続申請	11月下旬	第I区分	全額	0 円	支援区分が認定され、 減免決定通知があつて から約1か月後
		第II区分	3分の2	89,300 円	
		第III区分	3分の1	178,600 円	
		第III区分 <u>経過措置対象者</u> ※1	半額	133,950 円	
		新制度対象外	非該当	267,900 円	
		新制度対象外 <u>経過措置対象者</u> ※2	半額	133,950 円	

※1 新制度「第III区分」の平成31年度以前入学者は、経過措置として減免割合が半額に引き上げされます。

※2 新制度「対象外」と認定された平成31年度以前入学者は、経過措置として実施する本学独自の授業料減免の追加申請をすることで、所得要件と学力要件を満たす場合は半額減免とします。経過措置の対象者には、別途連絡いたします。

2 申請書配布期間 令和5年8月4日(金)～10月13日(金)

次年度前期授業料減免申請書の配布は3月下旬からの予定です。

総務課窓口での配布または大学ホームページでのダウンロードのみとなります。

3 申請受付

受付期間 令和5年9月25日(月)～10月19日(木) ※土日を除く

受付時間 午前8時30分～午後5時

受付方法 銚路公立大学総務課窓口に提出 または 郵送

※郵送による提出について

- 配達記録が残る方法（簡易書留またはレターパック）で郵送してください。
- 郵送の期日は10月13日(金) 消印有効とします。期日を過ぎた消印は受理できません。
- 提出書類に不備がある場合には、経営企画課（TEL 0154-37-5089）からお電話いたします。
指定する期日までに書類等をお送りください。
- 書類受理後は「受理票」を返送しますので、結果通知が届くまでお手元に保管ください。
10月末までに受理票が届かない場合は、経営企画課にお問合せください。

問合せ・提出先

釧路公立大学経営企画課（授業料担当）

住 所：〒085-8585 北海道釧路市芦野4丁目1番1号

電 話：0154-37-5089 E-mail：k-kikaku@kushiro-pu.ac.jp

4 結果通知送付時期

1 1月下旬、結果通知とあわせて減免後の金額の納付書を保護者宛に送付します。
決定内容に従って納入してください。
送付先の変更希望があれば申請時に申し出てください。

！注意事項！

- 新制度による授業料減免は、給付型奨学金の認定を受けていることが前提となります。給付型奨学金に係る手続きを怠り、支援認定を取り消された場合、授業料減免を受けることはできません。
- 高等教育の修学支援新制度の授業料減免を申請した者は、対象者の認定手続きにおいて、日本学生支援機構を通じ、釧路公立大学が機構の保有する給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が釧路公立大学の保有する授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意したものとみなします。
- 申請書等の記載事項に事実と相違があった場合や減免後授業料等の納入を怠った場合は、認定を取り消され、支援を打ち切られることがあります。
- 留年している者または修学年限を超えた者は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、減免の対象とはなりません。

5 申請書類

別紙様式を使用し、申請書類を提出してください。記載方法は、下記の見本を参考にしてください。

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料減免の対象者に関する申請書 **見 本**

令和〇年〇月〇日

公立大学法人釧路公立大学 理事長 殿

提出日を記入してください。

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがありますを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、釧路公立大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が釧路公立大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ	コウリツ イチロウ		入学年月	令和〇年4月入学	
	氏名	公立 一郎				
	生年月日	(西暦) 20XX年 6月 17日	生 (20歳)			
	現住所	〒 085-8585 北海道釧路市芦野4-1-1				
	所属学部・学科等	経済学部	経済学科	・ 経営学科	学生番号	○○-○○○○
	学年	2	昼間・夜間・通信の別	■昼(昼夜開講を含む)	□夜	□通信
	日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報					
給付奨学金の奨学生番号		520-04-○○○○○○○				

- ※ 日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、釧路公立大学経営企画課授業料減免担当へお問い合わせください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

経営企画課 記入欄	高等教育の修学支援制度 支援区分						
	以下記入不要です。			月 日 (入力者:) 確認者: ()			
第I区分	第II区分	第III区分	対象外 / 新制度申請不可				
決定区分	全額	3分の2	3分の1	半額	家計基準不許可	成績基準不許可	分納